

審理員候補者名簿(土木部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
土木部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部契約管理課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部契約管理課の副課長の職にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部用地課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部用地課の副課長の職にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部交通政策課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部交通政策課の副課長の職にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部空港政策課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部空港政策課の副課長の職にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部技術企画課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部技術企画課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部道路企画課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部道路企画課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部道路街路課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部道路街路課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部道路保全課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部道路保全課の副課長の職にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部河川整備課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部河川整備課の副課長の職にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部総合治水課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部総合治水課の副課長の職にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部砂防課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部砂防課の副課長の職にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部下水道課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部下水道課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者
土木部港湾課が所掌する事務に係る処分等	1 土木部港湾課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 土木部総務課の副課長の職にある者